

鳥取県告示第 683 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 8 月 7 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業 を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行 う事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日
有限会社アダ チトレーディ ア	境港市昭和 町無番地	ケアタクシーのぞ み指定訪問介護事 業所	境港市昭和町9-1 先	居宅介護、重度 訪問介護	平成19年8月 1日